

# 国・地方自治体・福祉等の分野における 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 (第6回) 議事録

第1 日 時 平成26年11月21日(金) 自 午前10時00分  
至 午後0時00分

第2 場 所 大手町ファーストスクエアカンファレンス Room D

## 第3 議 題

- 1 開会
- 2 国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の進捗状況等について
  - 1) 地方自治体と弁護士会の連携構想全国版
  - 2) 弁護士等の国・地方自治体・福祉等への任用促進等について
  - 3) 条例づくり・レビュー等の支援について
  - 4) 福祉分野に関する課題と取組について
- 3 有識者懇談会の報告と意見交換
- 4 今後の検討について
- 5 次回の予定, 閉会

## 第4 出席者等

田島社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事(座長), 泉明石市長, 北川早稲田大学政治経済学術院教授, 大貫中央大学大学院法務研究科教授, 中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官, 佐熊法曹養成制度改革推進室参事官補佐, 鈴木法務省大臣官房司法法制部参事官, 中島法務省大臣官房司法法制部官房付, 鈴木日本司法支援センター事務局次長, 尾又日本司法支援センター常勤弁護士総合企画課課長補佐, 谷日本弁護士連合会事務次長, 菊地日本弁護士連合会法律サービス展開本部副本部長, 幸田日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員・神奈川大学法

学部教授，八丈日本弁護士連合会法律サービス展開本部委員，舟木日本弁護士連合会貧困問題  
対策本部事務局員，人事院オブザーバー，総務省オブザーバー，文部科学省オブザーバー，公  
益社団法人日本社会福祉士会オブザーバー

○谷次長 予定の時刻となりましたので、「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会」の第6回会議を始めさせていただきます。

初めに、本日の配付資料を確認させていただきます。皆様のお手元にお配りしております資料は、資料目録を御覧いただきますと、資料1から資料6まで、枝番もございますので、全部で7点となっております。それから別冊の3点を含めまして、事務局提出資料が合計で10点ございます。このほか、机上配付資料として6点を配付させていただいております。一つ目は、弁護士・法曹有資格者の都道府県職員と市区町村職員のマップでございます。こちらは資料目録3の資料に加えて、一部の非常勤職員の情報などを追加しまして、より詳細にしたものでございます。しかしながら、これらは網羅的な確認を経たデータではございません。こちらで調査をした限りというデータでございますので、この場限りの資料という扱いとさせていただきたいと思っております。それから2点目から4点目までにつきましては、生活困窮者自立支援事業に関する資料でございます。5点目は、地域包括支援事業に関する資料でございます。これらはいずれも公表に適しないものと考えておりますので、これらについてもこの場限りの机上配付資料とさせていただきたいと思っております。それから6点目は、本分科会の取りまとめを検討いただくための論点整理として、事務局が作成した資料でございます。今後この分科会で議論していただくというものでございますので、これについてもこの場限りの資料とさせていただきたいと思っております。座長、これらはいずれも非公開資料の扱いにさせていただくということでしょうか。

○田島座長 はい。

○谷次長 ありがとうございます。

それでは議題に移りたいと思っております。前回までの本分科会におきまして、幾つかの試行方策の説明を行ってまいりまして、それについての意見交換をしていただきました。その試行方策につきまして、前回からの進捗状況を引き続き御報告いただきたいと思いますと考えております。まずは地方自治体等と弁護士会の連携構想全国版につきまして、日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター・センター長の菊地裕太郎弁護士から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○菊地弁護士 菊地でございます。時間がないので、手短にやりたいと思っております。

資料2をお開きください。地方行政分野における法的ニーズの把握のためのアンケートについては、前回に詳細な分析結果を報告いたしました。その要約版でございます。この要約版と、前回配付させていただいた詳細な報告書、自治体の常勤職員として活躍する法曹有資格者に対するアンケート結果報告、自治体向けの弁護士採用 Q&A、これらと一緒に日弁連のホームページに掲載するとともに、全国の自治体に郵送して情報発信いたしました。

次に、弁護士会に対する行政連携実態調査について報告いたします。全国で温度差がかなりございますが、どの程度進んでいるのか。相互に刺激し合って行政連携を深めていただきたいという趣旨の下でございます。今回は各弁護士会がどのような連携活動を行っているか、中間報告としてグラフを示しました。ようやく全弁護士会からの回答が出揃って、現在集計・分析中でございます。先ほどの自治体アンケートで明らかになったニーズとの対応状況も踏まえて報告書の取りまとめ作業を行っておりますので、また御報告させていただきたいと思っております。12月には自治体アンケートの結果とともに、弁護士会にフィードバックします。他の弁護士会との比較において、更なる取組の強化を図るための自己点検材料として活用い

ただくことを予定しています。競争して頑張ってもらいたいということでございます。

第3番目として、お品書きでございます。これもこの分科会の当初からの御要望もあって、着々といいですか、徐々にといいですか、各弁護士会からお品書きが出てきております。今回お出しするのは奈良弁護士会、それから兵庫県弁護士会、それから和歌山県弁護士会、これは暫定版ということらしいのですが、これが出ております。それから、これまでに大阪、東京、福岡県、熊本県、京都のお品書きが出ております。このほか、滋賀、青森県、三重などでもお品書きの作成を検討中ということでございます。このようにしてお品書きを作りまして、東京などでは自治体訪問をしておりますし、いろいろな会合でこのお品書きを示して、弁護士会はこんなことができるんだよというようなところで要請、連携を深めていくということのアイテムとして活用しています。各弁護士会でも作成いただきたいと考えています。また、お品書きを作るに当たっては、やはり「何かやっておかなければいけない」と認識させる効果もあるのだらうと思っております。先ほどから申し上げましたように、各地で温度差がございますので、全国にこの活動を広げるため、いろいろ試みしております。11月25日に札幌において、北海道の4弁護士会、それから周辺の自治体から、今のところ60名ぐらいが参加して、シンポジウムを開催します。内閣府と法務省にも御後援を頂いているところでございます。特に内閣府の公共サービス改革推進室の方に研修の講師に来ていただいて、公金債権回収業務の民間委託、いわゆる地方公共サービス小委員会報告書をテーマにして講演していただくということで、各自治体にも働きかけをお願いしているところでございます。また、1月29日には、高松で同様のシンポジウムを予定しております。札幌、高松ともに、このシンポジウムの開催に併せて、それぞれ道内、四国管内の弁護士会との意見交換会を実施して、各地に取組を広げていければと思っております。

次に任用促進でございます。資料3を御覧いただきたいと思っております。2014年11月1日現在の常勤職員が81人、うち任期付が65人ということで載っております。それから、先ほど説明がございました机上配付資料1に地図がございます。非常勤も含めて調べられる限りということで抜けているものもあろうかとは思いますが、こういう状況になっております。左下に現在募集中または選考中の都道府県及び市区町村を載せております、これは2014年11月1日現在の状況でございます。本日現在でまだ募集を継続している、要するに応募がないというところは、特別人事・厚生事務組合を含めた四つの市区町村のみという状況になっております。この四つの市区町村以外については、それぞれ応募があり選考が進められております。2014年11月1日以降も着々と自治体から法曹有資格者採用の募集が来ておりまして、奈良県柏原市、奈良県生駒市、大阪府池田市、短時間勤務も含めて、自治体からの募集が続いている状況です。また、この後で幸田弁護士から説明があろうかと思っておりますが、全国町村会に法務支援室が設置されて、弁護士が任期付として採用されているということでございます。

そのほか、自治体内の弁護士や自治体での勤務経験がある弁護士のネットワークを作って相互の情報交換をするなり、サポートをしようという試みも行っています。11月15日に岡山において、中国地方、四国その他近隣の法曹有資格者8名が参加して、採用内定者も含まれておりますが、岡山弁護士会の執行部も交えての経験交流会を実施しました。また、12月6日に福岡において、今度は九州地方の自治体で活躍する法曹有資格者を集めて、同様の経験交流会を実施して、各地でのネットワークを作りたいと考えています。来春には大阪、

東京でも同じような試みを企画しており、自治体内の弁護士の相互の研修や精神的なサポートということも含めて、こういう試みをやっております。さらには、12月中には完成予定ですが、弁護士向けに自治体の任期付公務員になろうではないかというパンフレットを作成し、これをツールとして活用して各地の弁護士に呼びかけるという試みも現在進行中でございます。現在の活動状況は以上でございます。

○谷次長 ありがとうございます。

大変恐縮ですが、資料の紹介のときに一つ抜けておりました、泉市長から「任期付専門職の積極的な活用について」という資料も提出いただいております。御紹介を漏らしまして大変失礼いたしました。この資料については後ほどの意見交換のときに御紹介いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に条例づくり・レビュー等の支援について、御説明をお願いしたいと思っております。これにつきましては神奈川大学法学部教授、日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター条例部会の部長、幸田雅治弁護士から御説明をお願いいたします。

○幸田弁護士 それでは説明させていただきます。まず全国町村会における法務支援室の設置について、御説明させていただきます。

全国町村会において、11月4日付で全国町村会本部に法務支援室を設置するとともに、当該法務支援室の室長に任期付弁護士を充て、全国の町村の行政全般に関する法務支援を行うこととなりました。全国町村会は地方自治法263条の3に基づく、いわゆる地方6団体、全国知事会、市長会、町村会、あと3議長会ですけれども、その一つでございまして、全国の町長・村長によって組織されております。地方自治法に基づいて国会に意見書を提出する権限を持っている団体でございます。地方6団体における任期付弁護士の採用は初めてのことでございまして、弁護士の法務分野における活用の新たな一步になるものと期待しております。なお、法務支援室長に就任する任期付弁護士の身分・待遇につきましては、自治体の任期付弁護士と同じ扱い、常勤の正規職員となります。今回の件は、町村の法務支援、特に条例制定の支援に弁護士が関わっていくことができないかということで、今年になってから全国町村会と相談してきた結果、実現してきたものでございます。

法務支援室の具体的な業務としましては、第1に、町村の条例制定の支援、例えば条例案の作成支援、条例案のチェック、条例案に関する疑義照会への対応など幅広く行っていくこと。第2に、町村へ様々な法務情報の提供、例えば独自条例の紹介や解説、判例紹介、条例制定に関わる国の最新動向などを提供していくこと。第3に、町村職員を対象とした法務研修会の開催すること。これは条例に関する研修会とか政策法務に関する研修会などになるかと思っております。第4に、その他法務に関する支援業務を行うことを予定しております。これら業務を行っていく上で、第二東京弁護士会の自治体法務研究会が連携・支援を行っていくこととしております。

次に条例部会の活動状況・計画等について、御報告させていただきます。一つ目が、より多くの弁護士にこの分野の支援に関心を持ってもらうとともに、効果的な支援を行うために必要な知識や技能を向上させるということで、支援の担い手拡大のための取組を行っていくこととしております。そのため、弁護士対象のセミナーを12月20日に計画しております。この内容については前回の分科会で報告したところです。

二つ目は、自治体に対して日弁連がこういう取組を始めたということを積極的に発信し、

こうした法的支援に対する自治体の関心を高め、そのニーズを掘り起こすことが重要だと考えております。そのため、自治体職員対象のセミナーを1月8日に計画しております。配付資料の4を御覧いただければと思います。基調講演として、「条例制定の更なる進化に向けて～弁護士の果たす役割～」ということで、全国知事会の会長である山田京都府知事に講演を頂きます。その後、大杉首都大学東京大学院教授から「条例制定における弁護士の支援の可能性」ということをお話いただきまして、その後、具体的な条例についての講演を予定しているところでございます。

三つ目は、条例等に係る自治体のニーズを把握すべく、今後、自治体に対するアンケート調査を実施する予定でございます。

四つ目は、前回の分科会で、日弁連の各委員会においてモデル条例を作成する取組を支援するための仕組みの検討を進めている旨を報告させていただきました。その後、日弁連から日弁連法務研究財団へ委託事業を発注しまして、日弁連法務研究財団の研究事業としての位置付けを行うことにより、有識者からのヒアリングや自治体との意見交換を行う場を設定することといたしました。これが正式に決定されたというところでございまして、今後具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、現在の状況について、報告させていただきました。

○谷次長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、福祉分野に関する試行方策につきまして、御説明をお願いしたいと思います。本日は、2015年4月1日から施行される予定でございます生活困窮者自立支援法に関する問題につきまして、現状と新たな試行方策等の提案を含めて御説明を頂くことになっております。日本弁護士連合会貧困問題対策本部事務局員の舟木浩弁護士でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○舟木弁護士 資料5-1に即して御説明させていただきます。

まず、経済的困窮と弁護士業務については、生活困窮者自立支援法が来年4月1日から施行されます。この法律では生活困窮者を、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義して、全国各地の福祉事務所設置自治体において包括的な支援を実施していこうとしています。経済的な困窮を改善する方法を考えますと、大きく分けて二通りあると思います。一つは収入、資産を増加させること、もう一つは支出を削減することです。収入面については、生活困窮者自立支援では主に就労支援を予定しておりますが、そこで弁護士が直接的な役割を担うことは難しいと思います。ただ、例えば未払いの残業代を支払ってもらったり、これまで放置されていた遺産分割協議を進めたり、あるいは離婚した元夫から養育費を支払ってもらえるようにしたりして、収入や資産の増加を図るということは考えられます。また、支出の削減については、任意整理によって借金の返済額を減額させたり、あるいは自己破産によって、そもそも返済をしなくてよい状態にしたりということが考えられると思います。

続きまして、生活困窮者が法律問題を抱えたときの支援についてです。相続や離婚の場合、生活困窮者に限らず、誰でもトラブルに直面する可能性があるといえます。他方で、経済的な困窮に起因して多重債務の状態に陥ったり、あるいはアパートからの立ち退きを求められたりして、問題が複雑化しているという場合があります。いずれにしても弁護士業務という視点で見たときには、遺産分割、養育費、債務整理、立ち退きといったトラブルについては、

多くの弁護士が日常的に事件処理を受任している分野かと思えます。そうすると、全国各地に弁護士会や法テラスがありますし、自治体が市民向けに法律相談を実施したりしておりますので、生活困窮者とされている方々についてもそのような窓口を利用してもらったら足りるのではないのかと思われるかもしれませんが。しかし実際には生活困窮者の支援というのはそれほど単純ではありません。先行して実施されていたパーソナルサポートサービスのモデル事業、それからこの生活困窮者自立支援法に先立って今実施されている自立促進支援モデル事業を通して、生活困窮者の多くが複合的な問題を抱えていて、何らかの障害や精神疾患を抱えて意欲や能力が減退していたり、対人関係に困難を抱えたりして、自分の力ではなかなか解決が進まない人達が多いということがわかっています。いわゆる自己責任論の影響をそういう方々も受けていて、自分が悪いと思いつんでいて、支援を受けることを躊躇されるというような方もおられます。こういった方々について、事件処理を進めるための電話や面談によるコミュニケーションにおいて、そもそも病気や障害に対する理解や、それまでの人生に対する共感といったものが必要になります。また、困窮状態に陥った原因を考慮して、今後の本人の生活状況、就労見込みなどを踏まえた解決方法を選択することが求められて、生活保護など福祉制度に関する理解も必要となることがあります。

続いて、モデル事業実施自治体における連携事例について、生活困窮者自立支援法施行に向けて、モデル事業が今実施されていますが、その中には既に弁護士会と連携をしている自治体もあります。いずれも関西の事例となりますが、具体的なイメージを持っていただくために、京都府と滋賀県野洲市における連携について、簡単に御紹介をさせていただきます。

まず京都府ですけれども、京都自立就労サポートセンターという民間団体が、京都府と連携して、自立相談支援事業や就労準備支援事業のモデル事業を実施しています。弁護士会はこのセンターと契約して、毎月2回、京都市内にあるセンターと、今年から設置されました福知山市にあるセンターの北部サテライト、それぞれに毎月1回ずつ定期的に弁護士を派遣して法律相談を受けています。その概要を机上配付資料2-1として配付しています。詳しくは後ほど見ていただければいいと思いますが、相談の内容としては、夫婦関係に関するものや借金、住まいに関するものが多いようですが、中身を見ますと、本人が精神的に落ち込んでいたり、知的障害や発達障害を抱えている疑いがあったりするケースが複数あります。

駆け足で申し訳ありません。次に滋賀県野洲市ですけれども、市民部生活相談課を中心とした庁内連携の体制が整備されておりまして、外部機関との連携も進んでいます。机上配付資料2-2は、野洲市によって作成されている報告書の一部抜粋になります。弁護士会との関係では、弁護士による困難事例検討会というものが概ね月1回のペースで実施されています。これ以外にも野洲市では、そもそもこの事業の透明性を高めたいということで、民間の反貧困の活動をしている団体に支援調整会議にも参加してもらっているということでした。この民間団体の中には弁護士も参加していて、支援調整会議に実際に弁護士が出席することもあるそうです。こうした日頃からのつながりを反映して、平成25年度の外部機関との連携回数では、ハローワークに次いで法律家との連携が2番目に多いという実績が出ています。

続きまして、弁護士会との連携の意義について、お話をさせていただきます。京都府でも滋賀県野洲市でも弁護士会から派遣されている弁護士は、貧困問題に関わる委員会や、プロジェクトチームのメンバーになっています。それぞれの相談員の方にお伺いしたところ、利用者の立場に立って、きちんと話を聞いてくれる弁護士を求めているということでしたが、

現時点で委員会活動や会内研修を通じて適切な支援を期待できる弁護士が派遣されているため、そのようなニーズに応えることができているということです。また、町内の連携の体制が整備されている野洲市の場合、困難事例検討会に複数の部署から職員が参加していて、役所の職員全体のアセスメント能力、解決能力を向上させることができているということでした。

このような先進的な自治体ではなく、これから事業を一から始める自治体が多数あるかと思いますが、別の観点から弁護士会との連携を進める意義があると考えています。小さな自治体になりますと、必須事業以外に任意事業というものがあるのですけれども、そこまですなかな手回りが回りません。過疎化が進んだ地域ですと、そもそも就労する場がなく、中には新法は都市型のモデルだといった声も挙がっています。そのような自治体では窓口を利用者が来ても何も対応できないというような不安や諦めがあって、現場の担当者の方としても積極的に事業をPRすることができないということが起こっています。そのような場合には是非新たな相談窓口における弁護士との連携を、一つの支援メニューとして位置付けてもらいたいと考えています。

生活困窮者とされる方々は、自分が抱えている問題を頭の中できちんと整理できているわけではありません。御本人の主訴とは別のところに本質的な問題が潜んでいる場合もあります。御本人に恥であるとか隠したいという意識があれば、その話を聞き出すために安心して話せる信頼関係を作ることも必要になります。ただ、残念ながら弁護士に相談するということについては、未だに高いハードルを感じている市民が多いのが実情だと思います。わざわざ弁護士に相談するような内容ではないと勝手に判断している場合もあると思います。とりわけ生活困窮状態にある方たちは、相談料に対しても大きな不安を抱えておられます。新たな相談窓口で相談員が丁寧に話を聞いて、法的に解決できそうな課題の有無を探り、連携している弁護士への橋渡し役となることができれば、相談者にとっては、いつもの見慣れた相談室で、いつもの相談員と一緒に、安心して話を聞いてもらうことができるようになるかと思えます。野洲市において、先ほど紹介しました、法律家との連携がハローワークに次いで2番目に多かったということからもわかるように、窓口で話を聞く方のアンテナが広がれば、法律家との連携が必要とされる場面が意外に多いのだということに気付くはずで、弁護士会との連携を支援相談事業の支援メニューの一つとして活用して、是非自治体の皆さんの不安を軽減し、この新たな相談支援事業を市民にPRしていくきっかけにいただければと思っています。

最後に日弁連の新たなモデル事業についてですけれども、既に日弁連では全国各地の弁護士会に対して、それぞれの自治体の担当部局に連絡を取って、この新しい事業へ積極的に関わっていくように呼びかけをしています。ただ、自治体としても全く新しい制度になるため、担当部局の決定、町内連携などの準備に追われているのが実情で、対外的な弁護士会との連携まではまだまだ目が向いていないのだと思われます。そこで日弁連では、生活困窮者自立支援事業における自治体との連携について、新たなモデル事業を開始しています。自治体との連携を進める弁護士会の取組を日弁連として支援するもので、日弁連が各地の弁護士会に対して一部費用を援助しています。既にモデル事業が開始されている大阪の場合ですと、弁護士会から定例相談、電話等での相談、来所相談、出張相談の4種類の相談方法を提示して自治体に提案し、自治体の要望に沿った形で連携を進めています。机上配付資料2-3が大



阪弁護士会において自治体に連携を呼びかけたときの文書になります。大阪のような相談方法での工夫以外にも、支援調整会議への参加、研修会の実施など、連携の形については自治体の要望や実情に合わせる事が可能です。日弁連としてはこのモデル事業を複数の地域で実施して実績を積み重ねていき、自治体の皆さんに弁護士との連携の意義を理解してもらいきっかけにしたいと考えています。この点、先日、厚生労働省の担当部局の方にもお会いさせていただき、御協力をお願いしてきたところです。将来的には厚生労働省や自治体において自立相談支援事業の連携先として弁護士会を位置付けてもらいたいと考えています。つきましては、この分科会においても、是非この新たな事業における弁護士の連携を積極的に評価していただき、後押しをしていただければ幸いです。

以上です。

○谷次長 ありがとうございます。

それでは、最後の試行方策についての説明を頂きたいと思います。福祉分野のその他の試行方策についてでございます。こちらにつきましては、日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター福祉部会部会長の八杖友一弁護士からお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○八杖弁護士 福祉部会で実施するその他のモデル事業の進捗状況について、簡単に御説明させていただきます。

まず、従来から御説明しておりますが、地域包括支援センター、相談支援事業所に弁護士を派遣するモデル事業を大阪で実施していますが、新たに金沢でも実施することを検討しております。金沢は大阪のような都市ではありませんので、市街地から離れた地域にある地域包括支援センター等にどのような支援が可能かと、こういう視点も入れまして、弁護士の派遣をしていく予定でございます。

大阪のモデル事業ですが、資料5-2に記載したとおり、地域包括支援センター等から多くの相談が寄せられておまして、ニーズが相当高いことがうかがわれます。資料を見ていただきますと、延べ相談日数61日で120件の相談がありまして、また5件の学習会の開催等もあったということです。相談の内容につきましては成年後見等が多いのですが、幅広くいろいろな問題について相談が行われていることがわかるかと思えます。ニーズが相当高いということがうかがわれるかと思えます。

一方、この間、前回の分科会で少し御説明しましたが、次年度以降のこの事業の継続を目指しまして、大阪において自治体に予算の確保を打診、交渉しているのですが、およそ半数の自治体から財務当局の理解を得られないということで、事業の継続が難しい状況に陥っているという御報告を頂いております。交渉経緯につきましては、一月以上前のものになりますが、机上配付資料2-4を後ほど御確認いただければと思っております。予算の確保といえども、月額3万円程度ですので、ニーズが高いということを踏まえますと、何とかするのはと考えていたのですけれども、財務当局のハードルが高く、どのようにこのハードルを乗り越えるかということが、このモデル事業の大きな課題となっております。現場でのニーズが非常に高い、それなのに財務当局の理解がなかなか得られない、それで前に進まないというのは、この大阪のモデル事業に関わらず、福祉分野における支援全体の課題となっているように思っております。

その他の地域包括以外のモデル事業ですが、貧困分野での生活困窮者自立支援法における

モデル事業につきましては、先ほど舟木弁護士から御説明させていただいたとおりです。

そのほか、前回の分科会でも御報告させていただきましたとおり、子どもの分野では要保護児童対策協議会への弁護士派遣のモデル事業、また、高齢者分野では社会福祉事業者への顧問弁護士とのマッチングモデル事業を実施の方向で準備しております。正式な実施が決まりましたら、また御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○谷次長 ありがとうございました。

ここまで試行方策についての御説明をお願いしてきました。この点につきまして、何か御質問・御意見等がございましたら、ここでお受けしたいと思います。お願いいたします。

○北川教授 幸田弁護士にお尋ねしたいのですが、町村会とお話をしていただいて、その町村会の全国の団体に弁護士を置くことができた。それは素晴らしいことだと思うのですが、具体的に日々の事業、その具体的な仕事の内容はどのようなものなのでしょうか。例えば青森県の町村へ説明に行ったとか、個別の具体的な事件が起こったとか、内容がわかりかねるので、教えていただければと思います。

○幸田弁護士 永田町の全国町村会の本部に法務支援室という部屋を設けまして、そこに任期付弁護士が常勤で配置されています。業務でございますけれども、先ほど申し上げましたように11月4日にスタートしたところでございますので、現在は町村からの具体的な条例の関係についての支援依頼が来ているということで、その中身を今検討しているということでございますし、あとは個別の相談に対しては、その法務支援室の横に会議室がございまして、そちらに町村の職員が来て相談を受ける態勢を整えているということでございます。11月4日にスタートしたところでございますので、次回、具体的にこういう形でやっているというものについては御報告できるのではないかと考えておりますが、今日はこの程度にさせていただきます。

○北川教授 まず条例をどうするか、その条例関係の支援の一環として置かれて、横の部屋で相談も受ける。大体そういうイメージですね。よくわかりました。これは素晴らしいですね。

もう一つ、八杖先生にお聞きしたいのは、月額3万円で財務当局の理解が得られないということですが、トップに伝わっているかという点についてはどうでしょうか。

○八杖弁護士 机上配付資料2-4に各自治体との交渉の経緯が載っておりますが、自治体中の現場は、窓口担当は是非やりたいということなのですが、予算として計上するのに、財務当局の方では、まず新規事業だということになかなか新しい事業を認めてもらえない。年額にすると36万円になるのですが、それでも認めてもらえないということが実際問題としてあるようです。それが現実のようです。

○北川教授 それが本当であれば、自治体は分権・自立で、自己決定、自己責任をとられるのに、担当者にもっと頑張ってもらえるよう、この部会か何かで各首長さんと一度話をしないといけないと思います。泉市長、いかがでしょうか。

○泉市長 おっしゃるとおりで、ポイントは二つあると感じました。自治体の予算編成権は首長にしかありません。予算編成権を持っている、権限ある首長への働きかけが必要だというのが1点目です。福祉現場から予算要求を上げて、財政課の職員が必要を十分認識していないこともあるので、予算編成権のある首長への働きかけが必要です。働きかけの方法としては、日弁連の会長からお願いするなり、いろいろな方法があると思います。

もう1点は、厚生労働省を通じての自治体への働きかけです。厚生労働省が生活困窮者支援についても力を入れる方向性を示していますので、厚生労働省と協議をして、厚生労働省から自治体に情報提供という形で働きかけるという、この二つが必要だと思いますが、いかがですか。

○北川教授 全くそのとおりで、首長に決定権がありますけれど、ほとんど99%は財政課長が中心です。だからここを変えた方がいいと思いますね。トップが判断して、今の状態がどういう状態かということで、ここは場面転換の場所でございますから、八杖弁護士などが中心になられて、日弁連、あるいはこの分科会の下で総体的に、泉市長が言われるようなお話をされた方がスムーズに行くという、その立ち位置が違うわけですから、厚生労働省などにも相談して、場面転換が必要かなという気がいたします。

もう一つ、菊地弁護士をはじめとした関係者の御努力は本当に素晴らしいものがあるのですけれども、私が心配なのは、実は市町村長にいっぱい声をかけているのですが、そのほとんどが採用してもOKとか、来年から採用してもよいとか、そういう話になっています。それで、この進捗というのは求人側、求職側の両方の事情が整わないといけないのですが。菊地弁護士の御奮闘、御苦労はよくわかるのですが、本当に日弁連はこれを受ける気があるのかということを僕は問いたいわけございまして、紹介したけれど駄目だとか、冷たい扱いを受けたとか。日弁連の中でもいろんな問題があると思うんですけれども、菊地弁護士が一所懸命いろんな分野で開拓していただいたときに、供給できる数というのはどれぐらいかということをおっしゃるのかわかっていないと、セールスマンにとっては非常にやりにくい。セールスに行った方がいいが、冷たい扱いを受けて、ポンッと跳ねられたとかという、そういう状況が私はあると思うので。その供給量というか、その度合いはどんなところかというのを、ちょっと内訳的に現在の状況を教えていただけたら嬉しいなと思います。

○菊地弁護士 任期付公務員、特に国家公務員の形でのオーダーも結構あるのですが、先ほど申し上げましたように、一時は結構たまってしまったのですが、現在は日弁連事務局の奮闘もあり、何とかこなしているかなという状況でございます。これが爆発的に増えたらどうなるのだろうというのは、非常に心許ないものがありますが、今のところ、このレベルであれば賄えるのかなと。新たな入口・出口の構想を今やっておりますが、こちらの方はもうちょっと時間がかかるかなと思いますが、今のスピードであれば何とかなるだろうと。問題は、おっしゃるとおり、この行政連携、ざっくばらんに言いますとお金にならない。誰かが弁護士の業務改革のために推進していると言うのですが、私は全く違うと言っています。これで我々の職業が成り立つわけではない。ただやはり社会的報酬系の精神論からすると、やはりこれは必要なだろう。ただ問題は、その担い手たる若い弁護士がどこまで付いてきてくれるのかなというのは、非常に危惧を感じております。そこで一つの突破口は、正に八杖弁護士から報告があったように、弁護士会が日当を出して何とかやってくれと。でもこれも限界があります。やはり弁護士はそれが1万円でも社会に貢献しているのだと。弁護士会から報酬が出るとは全く社会的な意味合いが違うのだろうと。そういうものは、貧困もそうですし、それから東京弁護士会では、法教育に関して1人1万円を出すということでパンフレットを作ったら応募が殺到していて、こなしきれない。でも、それはやはり若い人がどんどん「じゃあ俺もやってみよう」という意味では、まだまだそういう潜在的な層はあるのだろうと思いますが、そのインフラ整備がほとんどないという中で、「弁護士会がやれよ」と

言われても、それはそれでなかなか大変だなと。ただ、そういうシステムを作れば、そういう人材なり供給源は大丈夫だというふうに考えております。

○北川教授 本当に頑張っていただいて、労は多とさせていただきたいのですけれども、この分科会も次のバージョンへ終息していくのだと思うのですけれども、さっきの菊地弁護士が言われた背景ですよね。みんなボランティアで「行け、行け」ということは、皆さんの御努力の結果、数が増えてきて、いい傾向ですよ。今度はその受け皿をどうするかというのは、これはたくさん御議論いただく要素が出てきているのかなと。我々は外だから、その辺りが読み切れない。人に話をするときにも足りない知恵で考えながらやらなければいけない。そうすると、弁護士に過大な期待感だけ押し付けてという問題も一方にあると思いますし、先ほどの地方財政などで、月々3万円で、本当に分権自立の一端を担えるのは、その価値観がどうかという問題なども定義していく次の段階に来ているのかなと思って、今お聞きしたわけですが、その点もまたこの場所でやられるか、御議論いただけたらと、そんなことが気になりました。

○谷次長 ありがとうございます。大貫先生、お願いします。

○大貫教授 積極的に職域拡大を進めてくださって、本当に感謝を申し上げます。

簡単な質問を幾つか。法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県、それから市区町村のデータがありますが、どういう年齢層の人が行っているのかというのはわかるのでしょうか。それから採用のときの経験年数、3年とか5年とか、割と3年ぐらいが多いと思いますが、ちょっと最近では2年とか、そういうのが目に付くようになったのですが、その採用条件がどうなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、ちょっと後戻りしますが、全国町村会の法務支援室について、組織に弁護士が1人入ったというのはわかるのですけれど、わかっている範囲で、それ以外にどういう人が所属していて、スタッフ体制はどうなっているのかをお教え願えればと思います。

それと最後に、地域包括支援事業。これも素晴らしい実践で、弁護士の力を感じたわけですが、他のいろんな事業を日弁連はやっていらっしゃると思います。日弁連あるいは弁護士会が、ホームローヤー制度とか、ひまわりあんしん事業など、色々なことをたくさんやっていらっしゃるというのは外部の私から見てもわかるのですが、これらの事業の相互の関係を教えていただけませんか。といいますのも、別に全部整理し直すこともないですが、事業の実施が非効率になっているところがあるのではないかと考えています。やはり弁護士の先生方の力も限られていますから、その相互関係というのはどのように整理されているのでしょうか。以上3点です。

○谷次長 採用条件等につきまして、どうぞお願いします。

○菊地弁護士 そうですね、次回までにどれぐらいの年齢層というのは、具体的に数字を出した方がいいですね。経験交流会などをやっていると、ベテランの弁護士もいらっしゃいますが、希望されている弁護士は大体2～3年の弁護士が多いのですが、また、あと2～3年経ったらという潜在的な方々のリストもごぞいます。基本的にはやはり若い弁護士が中心になっている。正確にはまた資料を用意して報告したいと思います。

○幸田弁護士 法務支援室は、事務方ですので、事務総長がいて、その下に次長がいて、それから総務部というのがあります。総務部の中の組織として法務支援室というのが設置されているということをごぞいます。したがって、総務部の中の他の関係の職員も関わってい

くということですが、現時点では年度途中なものですから、法務支援室長と、その下に1人という体制です。年度途中ですのではなかなか難しいところもございまして、現在はそういう体制ですが、来年度の年度替え、4月に年度が変わったときにはきちんとその辺も強化をしていくということを聞いております。他の任期付弁護士の場合、自治体における担当課長という形で配属されている任期付弁護士が多いのですけれども、基本的には法務担当の責任者ということになりますので、体制的には共通しているかなと思っております。それからあとは外部の弁護士といいますか、第二東京弁護士会の自治体法務研究会から連携支援を行うという形で支援をしていくということにしております。

○**八杖弁護士** 3点目のひまわりあんしん事業等との相互関連性ですが、高齢者の分野では日弁連の高齢者・障害者の権利に関する委員会と高齢社会対策本部がございまして、そこが中心にこのような施策をどう展開していくかというのを決めております。その中の中心的なものがひまわりあんしん事業というものでして、これは各弁護士会・弁護士が高齢者支援のためにどんなことができるかというのを検討している事業です。そこに幾つかメニューがございまして、例えば中心的には電話相談とか出張相談、そのメニューを一つずつ増やしていく、各弁護士会ができていくことを増やしていくということを今やっています。その中の一つとして、今回この地域包括支援センターとの連携事業がございまして、大阪のモデル事業がうまくいきますと、今度は金沢でも行いますが、各地でひまわりあんしん事業のメニューが一つ増えます。そして、各弁護士会で新たに実施できる。そのような相互関係になっております。

○**谷次長** ありがとうございます。

それでは試行方策についてはこの辺りにさせていただきまして、次に進ませていただきたいと思っております。10月24日に法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会が開催されました。その概要につきまして、法務省の鈴木参事官から御報告をお願いいたします。

○**鈴木参事官** 法務省司法法制部の鈴木です。それでは本年10月24日に開催されました第4回の有識者懇談会の概要について、御紹介させていただきます。

有識者懇談会におきましては、お手元の資料6の活動領域拡大に向けた取組に関する論点整理に従いまして意見交換がされたところです。この論点整理は、これまで取り組んでまいりました法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた施策の状況ですとか、今後更に解決すべき課題の概要をまとめたものです。横軸は分科会ごとに整理をしたものでして、左から順に、国、自治体、福祉等分科会、その隣が企業分科会、更に右が海外展開分科会の順に検討テーマを記載したものです。縦軸は各分科会の共通のテーマごとに整理をしたものでして、上から順にニーズの把握と対応策、すなわち法曹有資格者に対する需要に関するテーマ、中段がニーズに見合う人材の確保と育成、すなわち人材の供給に関するテーマ、下段がニーズと人材の効果的な引き合わせということで、マッチングに関するテーマをそれぞれ記載し、それぞれに関しまして、これまでの取組と見えてきた課題を整理したものです。有識者懇談会におきましては、論点整理に記載された現状及びこれまでの取組を踏まえまして、有識者の皆様に御議論いただき、今後各分野ともに共通して克服していくべき課題について指摘がされました。以下、この分科会に関わる部分を中心に、有識者から御指摘いただいた部分を御説明させていただきます。

まず法曹有資格者に対するニーズの把握と対応策の検討という点に関しましては、既に一

定程度取組が進んでいるものも含め、これまで活動領域拡大に向けた取組の実施状況を踏まえた現状分析を行いました。それによりますと、法曹有資格者が政策法務、公金債権回収、包括外部監査といった分野を含め、常勤、非常勤、顧問、更には個別事案ごとの関与といった形も含めまして、弁護士が関与することの有用性を周知し、活用を促す取組を続け、これを発信することを通じてニーズの掘り起こしを進める必要があるとの指摘がされました。

次に、ニーズに見合った確保という点に関しまして、例えば国・自治体への任用であれば、任用される弁護士等のキャリアパスを分析し、送り出し、迎え入れの仕組みを含めた総合的な検討が必要であることなど、福祉の分野を含め、当該分野のニーズに合った弁護士の養成・確保をする必要があるとの指摘がされました。

最後に、ニーズと人材をいかに引き合わせるかという点に関しましては、国や自治体における弁護士の職員任用を促進するという点で、効果的な施策がなお課題であるといった指摘や、ユーザー側の意識を変えるためにも、法曹有資格者の活用事例といった具体的モデルを提供することなどを通じまして、需要側と供給側の双方が適切に情報やノウハウを得ることができる機会を用意することが必要であるといった指摘もありました。

このような意見交換の後、事務局から今後の進行に関しまして、現在の検討体制の設置期限以前に、顧問会議への報告を要する必要があるということから、例えば来年の2月もしくは3月に有識者懇談会を開催し、そこで各分科会における総括的な検討結果の骨子を提示し、その上で来年5月を目途として検討結果の取りまとめのため、再度有識者懇談会を開催するという方向で日程調整を行うとの予定が示されたところです。このような経緯を踏まえまして、現在、有識者懇談会および各分科会の日程調整等を行っているところです。第4回の有識者懇談会に関するご報告は以上です。

○**谷次長** ありがとうございます。有識者懇談会の報告と意見交換という議題になっております。この有識者懇談会については、何か御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。では、これについてはこの程度にさせていただきます。

それでは当分科会としての論点整理につきまして、御報告と御議論を頂きたいと思っております。お手元には議論の参考にしていただくために机上配付資料として論点整理案をお配りしているかと思えます。机上配付資料3でございますが、これを元に御議論いただくことになるかと思えます。まずは御説明をお願いしたいと思っております。1ページ目の枠囲みの「国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域拡大の現状を踏まえ、拡大に向けての各取組とその成果をどのように評価すべきか」という点につきまして、同じく法務省の鈴木参事官から御説明をお願いしたいと思います。

○**鈴木参事官** 机上配付資料3の1ページを御覧ください。この資料は各分科会におけるこれまでの議論や、各分科会との平仄等を考慮いたしまして、取りまとめに向けて各委員の皆様との意見交換を頂きたいテーマについて、事務局において整理したものです。全体で大きく三つのテーマに分かれておまして、1番目が1ページ以下の活動領域の現状及び拡大に向けての取組、並びにこれらについてどのように評価すべきかというものです。2番目が4ページ以下の活動領域拡大の取組についての課題、3番目が6ページ以下の今後の展望となっております。それぞれの論点につきまして、上部にある枠囲みの部分が委員の皆様へ意見交換いただくテーマとして、枠囲みの下の部分は議論の参考として、これまで分科会等における意見交換を踏まえた各意見の概要を記載したものです。なお、第3の論点である今後の展望

につきましては、第1の現状・取組、第2の課題を踏まえて、今後の活動領域の見通し等について意見交換を予定しているところでございます。この論点の枠囲いの下の議論の概要につきまして記載はありませんが、意見交換の御参考のために、1、今後の活動領域の見通し、2として中長期的な活動領域の見通し、3として今後の検討体制についてという項目を立てております。

それでは机上配付資料の1ページ、国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大の現状を踏まえ、各取組とその成果をどのように評価すべきかという論点について、概要を御説明いたします。

まず1の現状ですが、国・自治体内において勤務する法曹有資格者の数は、徐々にではありますが、増加傾向にあること、また、高齢化に伴って福祉の問題も量的・質的に多様化しておりますが、潜在的な法的ニーズの掘り起こしは道半ばであるといった点を指摘しております。これらの現状に対しまして、ニーズの把握と対応策の検討に関する取組ですが、まず日弁連におきまして、法律サービス展開本部に自治体等連携センターを立ち上げ、ニーズの把握等に努めるとともに、条例づくり等の政策法務、公金債権回収、包括的な外部監査といった、これまで弁護士が関与してこなかった新しい領域にも活動領域を広げる取組がなされているほか、秋田県鹿角市からの要望を受け、同市に法テラス事務所を設置するなどの取組も行っているところです。

次に、福祉分野におきましては、幅広い対象者に対応すべく、高齢者・障がい者については各弁護士会に設置した高齢者・障がい者支援センター等による電話相談や出張相談、先ほど御紹介がありましたひまわりあんしん事業ですとか、地域包括支援センター、障がい者支援事業所への弁護士の派遣等の取組を進めているところでございます。他方、法テラスにおきましては、福祉と地方との連携強化を試行する、いわゆる司法ソーシャルワークを推進しているほか、法務省におきましても有識者による検討会を開催し、充実した総合法律支援の在り方を進めてきたほか、各弁護士におきましても子どもや貧困の分野において取組を進めているところです。

次にニーズに見合う給源の確保・養成に関する取組でございますが、日弁連におきましては自治体等連携センターによる各地でのシンポジウム、それから自治体との連携強化、各弁護士会に対する自治体等との連携体制の整備の要請を行っているほか、新しい領域に関する人材育成セミナーや任期付公務員任用セミナーを開催するなどの活動を進めております。加えまして、法科大学院と連携し、これらの分野のニーズに対応できる人材を養成するための試行的なカリキュラムが開始しております。福祉の分野においては、各種の情報交換会やひまわりあんしん事業のほか、法テラスにおける地方ソーシャルワークの取組等を通じて、精通弁護士の養成・確保に努めてきたところです。

次にニーズと人材の効果的な引き合わせに関する取組ですが、行政連携の取組を通じて、各弁護士会においてニーズに対応した法律サービスを提供する仕組み作りを進めているほか、日弁連では国・自治体への弁護士の任用を促進することを目的とし、組織を別に立ち上げるなどをしており、求人等の具体的な情報を応募検討者に効果的に提供する仕組み作りにも着手をしているところです。福祉の分野におきましては、例えば福祉関係者や自治体職員向けの法律相談や、自治体や他の専門職と連携した、いわゆる「ワンストップ相談」等を通じまして、ニーズと人材の効果的な引き合わせを進めております。

次にこれらの取組の成果でございますが、条例等の制定支援の取組では、大津市におけるいじめの防止に関する行動計画の策定支援をはじめ、自治体との連携を図るためのメニューを提供する弁護士会が増えつつあります。他方、福祉の分野では、多数の弁護士会においてひまわりあんしん事業、虐待対応専門職チーム、子どもの人権相談窓口等が開設され、法的支援の取組を進めているところです。

以上のとおり、この分野における法曹有資格者の活動領域は拡大の傾向が見られるものの、その有用性について十分に浸透していないことがうかがわれるほか、福祉の分野においても潜在的なニーズを十分に掘り起こすには至っておりません。このような状況を踏まえ、これらの分野における活動領域拡大の現状、各取組及びその成果について、どのように評価すべきかという点が本論点において意見交換を頂きたいテーマです。私からの説明は以上です。

○**谷次長** ありがとうございます。では、今のような御説明を踏まえまして、どのように評価すべきか等々という点が論点でございますので、この点について、御意見を賜れればと思います。いかがでしょうか。

○**大貫教授** 取りまとめ、ありがとうございます。大筋において異論はないのですが、まずは谷次長にお伺いしたいのですが、我々の議論のスケジュールですが、先ほど鈴木参事官が言われたように、2月か3月には親会に上げていくというスケジュールだとすると、この分科会でこの論点整理と取りまとめを検討するのは今回と次ぐらいということですか。

○**谷次長** 予定としましては、あと2回くらい。分科会としては1回予定がありますが、実質的には次回回りには取りまとめていただいてというふうに考えております。

○**大貫教授** そうすると、かなり急いで検討しなければならないことでしょうか。

○**谷次長** はい。

○**大貫教授** わかりました。そうすると、内容的にはほとんど異論がないのですが、細かい論点もあると思うのですが、構成の仕方とか、そういうことを申し上げてもよろしいでしょうか。まず1ページの現状というところですが、これは必要なところなんです、これと2ページ目の取組の成果というところの関係がもう少しよくわからなくて。現状のところは、この取りまとめの冒頭になぜこの分科会ができて、こういう検討を行っているのかということがかかれています。そこに入れたほうがいいのかないかなという気がいたします。そして、その後を取組のことがきて、その後を取組の成果という形の整理の方がいいのではないかと思います。

それと、全体を拝見すると、例えば1ページ目のニーズの把握のところの第1段落目のところを拝見すると、中間ぐらいに「また法曹資格者」うんぬんとあります。で、鹿角のことまで挙げている。これはニーズの把握の話ではなくて対応の話だと思います。こういうものが幾つかあったので、整理をした方がいいのかなと思います。ついでに申し上げますと、さっきは意見を言わなかったのですが、有識者懇談会へ提出された横に長い資料についても、ニーズの把握のところニーズへ対応しているということが入り込んでいる気がいたします。問題を整理したときに、どうしてもある項目から漏れたり、項目間にまたがったりするのはあるのですが、もう少し整理した方がいいという印象を持ちます。まずはこの点を申し上げたいと思います。

○**鈴木参事官** 御指摘ありがとうございます。初めに御指摘いただいた、現状に関する書きぶりですとか全体の整理についてですが、今回の論点整理は御議論いただくための材料とし



て机上配布資料とさせていただいているものでして、取りまとめの形式とは必ずしも連動していないところもございます。今後、とりまとめに向けた作業の中で御指摘を踏まえて調整させていただきたいと思っております。

○谷次長 ありがとうございます。そのほか、何か御意見はございますでしょうか。

○泉市長 一つ目の、この間の評価に関する部分ですが、まず、実際に動き出したと思っております。これまで眠っていたものが起き上がって動き出したということについて、大きな意義があると、関係者の皆さんに敬意を表したいと、率直に思っております。もっとも私の感覚でいいますと、今はウォーミングアップをしている段階で、みんなで動こうとしていることは非常に大きなことであり、意義深いですが、これからスタートを切り、中間目標を設定し、継続して走れる体制を作っていくことが重要であり、何とかこの会議体でスタートを切るところまで持っていかれたらという思いを強く持っております。その際のキーワードとして、ネットワーク、アウトリーチ、サポート、この三つをお願いしたいと思っております。

一つ目のネットワークは、狭い法律ではなくて、幅広い社会的ニーズに対応するためには、より一層しっかりとしたネットワークが必要だということです。現に取組は進んでおりますけど、自治体との連携や関連専門職との連携等、しっかりとネットワークを張っていくということの重要性を改めて感じており、ここもまだ動き出したところかなと思っております。

二つ目はアウトリーチです。もっと出かけて行く必要があると思っております。先ほどの議論に関係しますけれど、行政内部の構造をもう少し御理解いただき、決定権があるところにアプローチをしないといけないと思います。例えば人事権や予算編成権は首長に権限があります。多くの首長はこういったことに積極的であると感じております。現場にアプローチしても、現場の職員から首長に情報が上がるかという、そうでない場合もあると思いますので、直接、首長へアプローチする必要があります。そのためには弁護士会の役員も足を運んで首長に会いに行くとか、福祉関係については、ユーザーのところに出かけて行くという、待ちの姿勢ではなくてこちらから行くという発想の転換が本当に重要だと思っております。そういう意味のアウトリーチです。

三つ目はサポートで、これは弁護士会を挙げてのサポート体制が重要であり、徐々にやっていただいておりますけど、日弁連という全国組織を挙げてのサポート体制を更に一層進めさせていただきたいです。進み出していると評価させていただきたいですが、これで完璧だとは思っていませんので、是非よろしくお願ひしたいという認識です。

○谷次長 ありがとうございます。御提出いただいた資料についても、御説明を頂けますと。

○泉市長 今日は資料を提供させていただいております。お手元に「明石市における任期付専門職の積極的な活用について」というペーパーをお配りしております。これは9月の明石市の市議会に提出した資料であります。これは議会から明石市における任期付専門職についての質問を受けて配ったものであり、公開しているものであります。明石市においては弁護士のみならず、幅広い総合的支援の観点から、社会福祉士や臨床心理士や成年後見に詳しい司法書士など16人の専門職を採用しています。ポイントとしては、それぞれが狭い法務分野のみならず福祉の分野についても対応しているところが特徴であり、現に非常に成果を挙げていると認識しているところです。

具体的に幾つか挙げますと、特に政策的な分野について明石市は力を入れておまして、この1年間だけでも、全国初の先駆的取組と報道されたテーマが四つございます。犯罪被害

者についての立替支援金の創設、法テラス窓口の市役所内開設、離婚の際における子どもに対する支援策、戸籍なき方々への総合支援策です。これら四つともにリーガルマインドを持った弁護士職員がいてこそ、スピード感を持って対応できたという認識であり、今後も、障がい者差別解消、DV防止、子どもの貧困対策に関する条例案の策定は、弁護士職員が中心になって進めていく予定になっております。ここで特に強調したいのは、自治体における法曹有資格者の位置付けは進んでおりますが、やはり未だに狭い法務分野に限定されがちでありまして、もっと幅広い分野で活動できるというような趣旨も込めて、御理解いただけたらと思います。

それから、最後のページに人件費の記載がございます。ここもよく問い合わせがあります。明石市の場合、私が市長に就任したときには総人件費が約210億円でした。昨年は約200億円で、総人件費は約10億円削減しております。職員数を減らし、総人件費を約10億円削減しながら、市民サービスを低下させない。簡単にいえば少数精鋭化といえると思いますけれども、しっかりと専門性ある方を位置付けて、人を減らして、人件費の削減を図りつつ、市民サービスは向上させるという観点での施策です。数字を見ますと、専門職につきましては一般行政職よりも8%程度1人当たりの人件費は高うございますが、8%を上回る以上の効果があると認識しております。この点について、その理解の程度につきましては、職員、議会、市民、弁護士会の順に進んでいるように認識しております。最初に御理解いただけたのは、やはり職員でありまして、最初は非常に抵抗感があった部署もありましたが、実際に仕事を一緒にやってみると職員自身が助かるということで職員の理解が進み、一緒になって仕事ができる体制になってきたと認識しております。次に市議会の方も、当初はいろいろ御意見もありましたが、今となつては基本的に皆さんに御理解いただいていると認識しております。もっとも、市民の皆さんについては、そもそも弁護士に対するイメージもありまして、市民の皆さんにとって弁護士は近い存在ではありません。「市役所に弁護士が要るのか」という声をまだよく聞きますので、これからという段階です。最も残念なのが弁護士会で、もっと応援を頂いてもいいのかなと思っているところです。メディアの報道も、非常に好意的な報道もございます。一部批判的な見方をする状況も続いておりますけれども、理解が進んでいると認識しているところでございます。

なお、記載はございませんが、一つ強調したいのは、これは単なる弁護士の問題ではなくて、地域主権のテーマであり、地方分権・地域主権の時代に自治体がしっかりと自己決定し、自己責任を負ってまちづくりをする問題であります。こういった中で弁護士をはじめとした専門職を位置付けているということを是非御理解いただきたい。そういった中で施策展開をし、例えば一つの例としては、明石市は人口が減っていましたが、去年から増加に転じました。神戸市や姫路市でも1年間に1,500人以上減っています。明石市も1,000人以上減の見込みでしたが、去年は456人増えました。先月は158人も増えております。選ばれる街になりつつあることを率直に喜んでいるところであり、リーガルマインドを持った職員がいることによって市民サービスの向上が図られ、近隣市からも引っ越しが増えてきている。そこも打ち出さないといけないと思います。弁護士の救済策ではなくて、都市経営として、地方分権の在り方として位置付くのだということを是非強調しておきたいと思っております。

○大貫教授 3点ほど申し上げます。一つは国における活動領域拡大の問題です。先ほど鈴木

参事官の御説明のところで、1ページ目の現状のところ国の話が出てくるのですが、その下のところではほとんど出てこない。国の話しも出てくるべきだと思うんです。もし対応が進んでいないならば、進んでいないという形で。それは是非とも書き込んでいただきたいというのが第1点です。

それから2ページ目に精通弁護士と出てきたのですが、ちょっと私はこの言葉はよくわからなくて、これは専門弁護士とは違うのでしょうか。お答えは後で頂ければいいのですけれど、ここで申し上げたいのは、要するに弁護士の専門化ですね。多様なニーズに対応するための専門化は絶対に必要で、それは論点としてあると思うのです。ですから、その専門弁護士の問題もどこかでもう少しきちっと触れていただきたいのです。この精通弁護士というものが弁護士の専門化とどういう関係にあるのかがちょっとよくわからなかったので、教えていただきたいと思います。

それから、これはこの分科会だけの問題ではないのですが、別に私は法科大学院の利益擁護のために来ているわけではないのですが、人材育成、あるいは継続教育におけるロースクールの役割というのは、私はこれからもっと大きくなるだろうと思っております。ですから、そこをちゃんと取りまとめに於いても横串で位置付けていただけないかなと思っております。人材育成、継続教育の場としてのロースクールというものを本分科会でも位置付ける。それから、できれば他の企業の分科会と海外展開の分科会でも位置付けていただければというふうに思っております。以上、3点です。

- 鈴木参事官 第1点目に御指摘いただきました国における活動領域の拡大の現状という点につきましては、御指摘いただいた点を反映できるよう検討していきたいと考えております。
- 菊地弁護士 専門弁護士という言葉でございますが、最近は精通弁護士が一般用語になりつつあります。その違いは何かといったときに、福祉とか、それから刑事とか、それは専門というそれしかやらないイメージがあったり、それに特化した形に見えてしまいますので、やはりみんながやるべき福祉とかこういう公共的なものについては、特に研修を課している場合が多いです。最近は中小企業の研修を受講すると精通弁護士として名簿に登録されるというふうに、一生懸命やると精通になりますという形です。職業の分野として刑事しかやりませんか、これしかやりませんということではないという概念で精通弁護士というのを使うという状況にあります。
- 大貫教授 専門弁護士もそうだと思うんですけど、それだけをやっているということではない。恐らく専門弁護士というのは専門分化、その専門分野が特に得意だということを意味していて、その分野が得意だということをどこかに認定していただくという形になっていくと思うのですが、それとはちょっと違うイメージですかね。
- 菊地弁護士 もうちょっと広く、若い弁護士が参入できるようなイメージで、研修をやったら精通弁護士になれるぞと。専門だと、ある程度キャリアを積まないと、新規参入には何となく消極的になりますので。
- 大貫教授 先ほど言ったロースクールで何か認定証を出すとか、そういう話もありますので、専門弁護士の方はそういうことともつながる話なんだと思います。これに対して、精通というのは、それよりももう少しソフトな感じだということですね。
- 鈴木事務局次長 法テラスにおける司法ソーシャルワークの取組を通じてというところで精通が入ってくると、ちょっと法テラス的にはまだ司法ソーシャルワークの中で精通弁護士

というのを位置付けている感覚を持っていません。犯罪被害者では精通弁護士という仕組みでやっておりますけれども、この辺りを御理解いただきたいなと思っております。全体的に法テラスのところについては持ち帰って意見を申し上げたいというふうに思っております。

○**中西参事官** この間法曹養成制度改革推進室で行った法的ニーズ調査でも、多くの回答者から弁護士を選ぶ際の情報開示が非常に強い要望として挙がっております。弁護士会の中では専門性認定というと、何を以て専門性とするかという定義が難しいとか、研修の受講なのか、経験年数なのか、事件数なのかといった認定基準など、難しい問題があるかと思えますが、「精通弁護士」がわかりにくい用語であるのは確かなので、もう少し具体的に何々に精通している弁護士であるとか、弁護士会の専門講座を受講・修了している弁護士であるとか、法科大学院の弁護士向け専門講座を受講済みの弁護士であるといった、一般ユーザー側からわかりやすい基準を設けていただけないかと思えます。

○**谷次長** ありがとうございます。その点につきましては次回までにまた御検討いただければというふうに思っております。他に一つ目の論点、取組とその成果についての評価の論点につきましては、何か御意見はございますでしょうか。なければ、次の論点に進ませていただきたいと思えます。この点につきましても鈴木参事官から御説明をお願いいたします。

○**鈴木参事官** それでは2番目の論点である活動領域拡大の取組における課題という点について、御説明させていただきます。机上配付資料3の4ページを御覧ください。

まずニーズの把握等に関する課題ですが、先に述べました政策法務等の新しい分野では、自治体等に弁護士の活用のメリットが十分に浸透していないという点が挙げられます。この点、国・自治体における弁護士の活用の在り方は、常勤に限らず、非常勤や顧問、更に個別案件ごとの支援等、よりフレキシブルに検討される必要があります。福祉の分野では、これまで一部の弁護士有志におけるプロボノ的活動に頼ってきたのが実情ですが、今後の一層のニーズに応えるためには、組織的かつ積極的なアウトリーチが必要であるほか、高齢者等に対し、弁護士等の取組の有用性の理解を深めることが課題と思われれます。このような課題に対する対応策といたしましては、常勤・非常勤・顧問等、必要な形で法的サービスを提供する体制作りが必要であるほか、法曹有資格者の有用性を国・自治体等に積極的に発信するなどの取組が必要と思われれます。福祉の分野におきましては、法曹有資格者がこの分野に精通して、潜在的なニーズの掘り起こしや体制整備の必要性が指摘されているところです。

次にニーズに見合う給源の確保・養成に関する取組における課題といたしましては、先に述べました新しい分野での活用は未だ限定的でございまして、知見も蓄積されていないこと、常勤職員としての任用については、送り出しや迎え入れを含めた弁護士としてのキャリアパスが定着していないことなどが挙げられます。福祉の分野でも未だ有志によるボランティア活動に頼っているところが大きく、精通弁護士の養成・確保が確立していない点などが挙げられます。なお、この点、昨日開催されました法曹養成制度改革顧問会議におきましても、法科大学院などの法曹養成の過程において、福祉の分野に目を向けてもらうための取組の重要性が指摘されたところです。これに対する対応策ですが、まず法曹有資格者が新しい分野に対応できる知見を獲得できるような環境整備を進める必要があるほか、任用促進を進めるため、弁護士の送り出し・迎え入れの仕組みを含めた総合的な支援の在り方を検討することが有用であると思われれます。

次にニーズと人材の効果的な引き合わせに関する取組における課題ですが、この分野にお

ける取組は未だ試行段階にとどまり、福祉の分野でも、福祉行政や福祉機関と法曹有資格者とが相互理解を深める形での顔の見える連携構築に向けた取組も十分とは言えないことが挙げられます。これに対する対応策といたしましては、先に向けた弁護士の送り出し・迎え入れの仕組みを含めた総合的な支援の在り方を検討することに加え、任期付職員として活動していた弁護士の経験を共有するなどの取組も有用と思われる。さらに福祉の分野でも福祉機関等が法的サービスを受けやすくする環境の整備や、弁護士等による積極的なアウトリーチを行うことなども有用と思われる。

以上のような点を踏まえまして、各取組における課題と、これに対する対応策につきましてどのように考えるべきかという点が、この論点において御議論いただきたいテーマです。よろしく申し上げます。

- 谷次長 ありがとうございます。取組における課題、これらに対する対応策について、どのように考えるかという論点でございます。今までの御報告等々を踏まえまして、この点についても御議論いただければと思います。いかがでしょうか。よろしく申し上げます。
- 北川教授 大変努力をさせていただいて、対応策は進化していると評価させていただきまされども、例えば弁護士の送り出しや迎え入れの仕組みを含めて、こういう具体的なことは随分進んでいて、これが決定的な要素になると思いますから、それはそれでいいと思うのですが、要は、今の時代認識でどうして必要だという根本的な理念が、例えばそれぞれ財政課長が判断して、財政有効性だけで見てということと、本当に今この国の形が、弁護士会としてどういう形で自治体が動いていくべきかという、例えば分権自治という、今までの依存から自己決定をして自己責任をとらなければいけない状態がどういう状態であるかということ。それともう一つは、科学技術の進歩で、情報公開というのは大前提のガバナンスとして必要だと。それを裏付ける背景とはいったい何かといえば、法律的な基盤がないと課題を先送りしてしまうというようなこと。さらに公権力とはいったい何なのかという問題も出てきていると思うのですが、かつての情報非公開の時代は、やはり市民の味方をして公権力と闘うというのが麗しい姿があって、それは大原則だとは思いますが、現在では情報公開が大前提でございますから、結局公権力の味方という、ちょっと言葉が足りなかったら補ってほしいのですけれども、実は市民の味方であるということをごちらから打ち出して、そういう理念の元に個別具体の方法が出てくるという、もう一回そういう点も書き添えていただくといいのかなという気がするわけございまして、科学技術が進歩しているのだと、1点はそうですね。だから隠せないのだということで、効率か非効率かは別の問題として、そういう対応が要ると。さらに、いわゆる住民自治といいますか、主権者中心の行政対応というのはいったいどういうことかという、そういうことになって、それを補うために次の対応策としていろんなことが出てきているというのは、これは凄く進んできていますけれども、何か場面転換を全体に一回起こすことも一つ必要ではないか。その場面が転換されて、だからこうするというのが、ちょっと先に具体個別が動かないから。個別の具体策はどんどん進んでいっているけれども、その中で皆さんが本当に御苦労いただいて、八丈さんなどが実は財政課長程度で跳ねられるのだというのは実に無駄な努力だと思うんですね。それが起こらなければこういう課題ができていないから、全く敬意を表するのですが、そういうことを全体としては有識者懇談会などでは御議論いただくことを願いたいです。以上です。
- 谷次長 ありがとうございます。基本的な視点のような御指摘を頂きましたので、これにつ

きましても次回までに御準備、御検討をお願いしたいと思います。他にございますか。どうぞ、お願いします。

○大貫教授 また細かい点で恐縮ですが、全体に関わることなので、ちょっと切れないのですが。具体的な職域拡大を進めていく。活動領域はすでに広く存在しているので、職域拡大という言葉自体に抵抗があるのですが、それを進めていく分野を、子どもの分野とか、成年後見とか、更生保護とか、あるいは犯罪被害者の問題についてもっと積極的に進めていくべきだということだと思います。しかも現にいろんな対応をしてきているというのは出てきているわけですから、それをもう少し出して論じていった方がいいのではないかと思います。さっきの御発言にもあったように、正になぜこういう職域拡大が必要だということを説得的に語っていくためには、もう少し具体的に、これらの分野の原状と対応を述べてよいのではないかと思います。また、これらに加えて教育分野の話も項目を立てて論じていく必要性があるのではないかと考えています。

それと、全体の整理していくときに、これは前にも議論に出ていたと思うのですが、要するに職域拡大といってもいろんな形態があって、弁護士が国や地方公共団体の中に入っていくパターンと、弁護士会なり弁護士が外から連携するというパターンなどがある。整理するときそういう視点も入れていくと、わかりやすくなるのではないかと思います。

それから先ほど泉市長がおっしゃったのですが、連携の話は、恐らくここで出てくるのかなという気がします。非常に大きく書いていただきたいと思います。関係諸機関との連携は既に一定程度進んでいますけれども、泉市長がいつもおっしゃっていますけれども、まだまだ不十分なので、そこは大きく特筆、大書していただきたいと思っています。以上です。

○谷次長 ありがとうございます。では、お願いします。

○田島座長 いろんな努力をしていただいて、随分具体的に問題点もわかってきました。特にニーズについてはそういうものがあるのだということは、皆さん理解を深めていただいたと思います。

今、泉市長から明石市の例を出していただいて御説明を頂いたのですが、あの説明の中に、特に法曹の皆さんたちが市民に向けて非常に有力な味方になっていただくのだということをお知らせする、いいポイントが入っていたと思います。今お聞きしていて一番大きいと思うのは、明石市の職員がまず理解をしていただいたということです。これは県や国のところが進まない一番大きな原因は、そこで働く職員の人たちが、自分たちはその分野について専門だと思っておられることです。一番詳しいのは俺たちだと思って皆さん仕事をしている。事実そうだと思うことも多いのですが、ところがその分野からちょっと外れると、もう全くの素人なんです。例えば県の職員などでも、一生懸命やって非常に能力の高い人たちがいるのですが、自分の今関わっている仕事以外の話になると、もうほとんどわからないという状況なんです。ただ自分の関わる問題については、自分は専門だ、精通していると思っていますから自信を持っています。ところが何か問題が起こったときに、幾つもの相当広い範囲内での知識がないと解決できないということが往々にしてあって、行政職の皆さん、特に国のところなどでもほとんど役に立たないのです。我々がいろんなトラブルを抱えて、実際に何か解決しようとしたときに、福祉の世界でもほとんど役人さんは役に立たない。それから一般行政のところでも、実際にやっているところはそういうのが多いのだと思います。

明石市は、職員の人たちが、弁護士が入ったことによって非常に良かったとの意見が多いと聞きました。国家公務員も、地方公務員の皆さんたちも、中枢であられる方、特に管理職みたいなお仕事をされている方たちがこの必要性みたいなものを理解することが大切です。こういう人たちが入ってくることによって自分たちがどれだけ仕事がしやすいか、自信を持ってできるかということをお知らせするという意味で、これは凄く大切な点だと思います。ここを噛み砕いて、皆さんがわかるような具体的な例をどうにか出せないかというのが一つです。

二つ目は、多分、市民の皆さんたちのところはまだよくわかっていただけていない。これも凄く大事で、多分、法曹の必要性みたいなものを一番わかっていないのは国民だと思います。国民のところはほとんどこれをよくわかっていない。それで、一番悩んでいるのは実は国民の人たちです。今実は私も深刻な問題を抱えているのは、御承知の方もおられるかもしれませんが、長崎県は10年前に長崎事件、それから佐世保事件という子どもたちの大きな事件が起きました。この10年間、みんなで必死に二度とこういうことが起きないように努力をいろいろとされたのですが、こういう事件が最近また、起きて、学校教育の現場にいる教師たちが本当に打ちひしがれています、どうしたらいいのかと。それから、今は悪者探しが起こっていますから、議会からも誰が悪いんだと。児童相談所の職員も、やり玉に上げられて追求されている。皆さん一生懸命取り組んでいられたのだけれど、問題だったのは、そういうものを解決するだけの法的知識を持っている人が非常に少なかったです。例えば学校教育の場では、教師は、保護者である親が、非常に力のある高学歴の親たちが今はうんと増えていますから、その親たちからいろんな形で異議を申し立てられると、学校としてはほとんど対応する力がなくなっている。児童相談所もそうです。職員は一生懸命やろうとしても、親が非常に詳しい人であればあるほど後ろに引けてしまうという形です。そういうときにそこに詳しい職員がいれば、この議論がもっと進んでいて、きちっと配置されていたら、この事件は解決できたのだと思います。現に今、私は同じような子を、長崎県ではありませんが、いつどういふ問題を起すかわからないという子で、20年間支えている子がいますけれど、そこで中心的にいろいろ手伝っていただいているのは弁護士と医者です。チームを組んで、弁護士と医者の力が我々福祉のところでしっかり支えていただいています。だからいつ大きな問題を起すかという子をこの20年間見守ってこられたというのもあるのです。そういう例を、そういうことを行政がまだわかっていない。どこがわかっていないか。職員の人たちの中の幹部がわかっていない。そしてもう一つわかっていないのは、国民全体がわかっていないということだと思います。具体的にそういう事例を。何か事件が起きたときにいったいどうしたらよいかといったことを事例集のようなものを作れないのでしょうか。今明石市がこの取組をされることによって、確かにそういうもので大きな効果が出てきているのだと思う。同時に、凄く悩んでいる市民の皆さんたちの具体的なものを何か例として出していただければと思います。こここのところにこういう問題があつてと。例えば学校教育の場のどこかに法曹の人がいたら、あれは全く違いますよ。小学校、中学校、高校、全く違った形になったと思います。児童相談所もそうで、あそこに法曹有資格者がいたら、職員はもっと自信を持って親たちに指導ができたと思います。そういうものを具体的に、一つの事例が起こって、国民の皆さんにある程度関心を持って見ていただけるような、ニュースで御存知のようなものを例として。そういうことをしないと広がらないのではないかと、理解が進まないのではないかと考えています。

○谷次長 ありがとうございます。では、お願いします。

○中島官房付 法務省の中島でございます。活動領域の拡大が必要であるということや、例えば自治体との連携が必要であるということは、恐らくここにいる人たちの中では共通認識になっていると思います。取りまとめの中では、そういったメッセージを送るということよりも、むしろ今後その連携を進めるためにはどのようにしたらいいのか、こういう条件を整えれば更に進んでいくというところを検討する必要があると思っております。

先ほど八丈弁護士から御紹介のあった地域包括支援事業のところでも、結局、有償事業として自治体で予算を付けてもらえないということが今ネックになっていると思うのですが、それであれば、こういう条件を整えば、あるいは自治体に対してこういう説明をして予算を付ける必要性を理解してもらうことができれば、連携が更に進むということなのだろうと思います。

先ほど泉市長から議会への提出資料を御提出いただきましたけれども、弁護士が具体的にどのような業務をやっている、それによってどのような効果が上がっているか、具体的な記載があります。これだけの予算がかかる。一般の職員よりもちょっと金額が高いけれども、その金額のプラス分に見合うだけの効果が出るのだということをしっかり説得するような書き方になっております。今後、例えば自治体の首長に働きかけを行うにしても、そういった観点からの働きかけを行うということも含めて、どういった働きかけの仕方をすれば、その必要性を理解してもらえるのか。必要性というのは、予算を付けることも含めた必要性が認められるのかといったところの視点を取りまとめには必要なのではないかと考えております。

○谷次長 ありがとうございます。座長が指摘された必要性をわかってもらうというのは、ある意味ではこれを広げていくための対応策の中に含まれるのかもわかりません。報告書を取りまとめるということもありますけれども、対応策として、市民あるいは自治体・国等の機関にわかってもらうための具体的中身をどうするのかという辺りにかかってくるのかなという気もしましたので、引き続きその点についても御検討いただければと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。では、他に二つ目の論点、課題と対応策について何か御意見はございますでしょうか。よろしければ、三つ目の最後の論点に移りたいと思います。では、まず鈴木参事官、御説明をお願いします。

○鈴木参事官 それでは最後に、以上のような活動領域拡大の取組における課題と対応策を踏まえ、今後の展望を切り拓くためにはどのような施策を取りうるかという点について、御説明をいたします。

今後の展望につきましては、これまでの分科会においてもテーマとして取り上げて意見交換したことはございませんので、従前の議論については記載をしております。ただし、これまでの意見交換を踏まえ、こちらの机上配付資料3の6ページに記載したとおり、大きく言って今後の見通し、それから中長期的な見通し、それから今後の検討体制といった点がテーマとして考えられるように思われます。

まず、今後の見通しの点につきましては、あくまで意見交換のイメージということではありますが、これまでの御議論を踏まえますと、例えば先に述べました新しい分野に関する活動の広がりや実績などからすると、このような取組が全国的に広がることが予想されるといった点が挙げられるように思います。次に福祉の分野におきましては、例えば超高齢社会の



現状を踏まえ、現在各弁護士会が行っているひまわりあんしん事業ですとか法テラス等による司法ソーシャルワークの取組が一層進むことにより、法曹有資格者の役割は増大することが予想されるといった点も挙げられるように思われます。さらに子どもや貧困に対する救済の分野における取組につきましても、一層推進されるといった点などが考えられるところです。中長期的な見通しといたしましては、例えば先に述べました日弁連による情報提供体制の整備の取組が進み、今後自治体に勤務した弁護士のキャリアパスの在り方が定着してくるにつれまして、弁護士を常勤あるいは非常勤の職員として任用しようとする動きが加速していくことが期待されるという点が挙げられるように思います。また、福祉の分野におきましても、例えば支援の有用性・必要性が認識され、体制の充実が図られれば、これまで以上に多くの弁護士が従事する環境が整うことにより、法的救済を必要とされる者が抱える法的問題を早期に迅速に解決することが可能になるといった点が挙げられるように思います。他方、先ほども御指摘がありましたが、国の機関における法曹有資格者の活動をより加速させるには、法曹有資格者の後継ができる形が整備され、取組の必要性・有用性の認識を共有する必要があるといった議論も考えるところです。

最後に、今後の検討体制につきましては、例えば各施策をフォローアップしたり、実施方法を検討したりするための会議体の設置ですとか、各施策の効果を高めるために、定期的・継続的に実務者レベルの協議を行うといった点も考えられるところです。このような点を踏まえ、今後の展望を切り拓くためにはいかなる施策を取りうるのかという点が、この論点において御議論いただきたいテーマです。

○谷次長 ありがとうございます。今後の展望について、この三つの項目で取りまとめをしてはどうかというイメージの御提案を頂きました。この項目も含めまして、あるいはその内容も含めて、御意見を賜れればと思います。いかがでしょうか。

○大貫教授 ここはあまり議論していないところですが、二つほど申し上げたい。概ね鈴木参事官が言われたことに特に異存はないのですが、ここでもし可能であれば打ち出してほしいことは、前に意見書でも申し上げたのですけれども、ここは議論のあるところだと思いますが、法曹イメージの再定義というか、そういうことが必要だということを書き込んでいただければと思います。極端な形で申し上げますと、事後紛争解決型、法廷法曹というイメージから、紛争予防、それから政策あるいは秩序形成型の法曹へとイメージが転換、というように全部変わってしまうので、そうではなくて、そういう新たなイメージも取り入れて、再定義をする必要があるのではないかと、これを是非とも入れてほしいと思っています。これが1点。

それから今後の検討体制。これも申し上げたのですが、官庁的には難しいというのはよくわかっています。しかし、実務者レベルでの後継体制、例えば連絡会議とか、そういうものではちょっとまずいのではないかと私は思っています。やはりこの種の関係者が集まっている知恵を絞る。正にこれに似たような体制が継続しないと、私はよろしくないのだと思います。実務者レベル、あるいは連絡会議ということだと、できたものをあとは実行するだけだというイメージだと思うのですが、それではよくないのではないかと、私は思っています。官庁的には難しいのは重々承知しているのですが、今後もやはりこれと同様の体制でやっていかなければいけないと思っています。以上、2点です。

○谷次長 ありがとうございます。法曹イメージの再定義につきましてはいろいろ御意見のあ

るところかと思しますので、今の点も含めまして、体制については、これもいろいろ御意見のあるところだとは思しますので、その点も含めまして、何か。

○**泉市長** この会議体は、一定の区切りが予定されておりますので、これを更にバージョンアップしていただきたいと思えます。イメージとしては、今は有識者懇談会があつて分科会という形ですが、逆にこの分科会が親会になって、より具体化するためのワーキングチームみたいな形のイメージです。これで終わるのではなく、むしろこの後しっかりと引き継いでやっていける体制作りをお願いしたい。その際に是非お願いしたいのは、少なくとも今の分科会に関わっておられるオブザーバーを含めての皆さんは当然のこととして、あとはプラスαで、例えば自治体についても、規模などによって様々ですので、自治体の首長にも更に複数名お入りいただくであるとか、例えば中央省庁につきましても、既に加わっていただいているところに加えて、更にもう少しお声がけをするであるとか、関連専門職種については、既に社会福祉士会に加わっていただいておりますが、例えば精神保健福祉士協会などは医療観察法などの関連で関係も深うございますし、例えば心理職も犯罪被害者支援やスクールカウンセラーなどの関連で関係も深うございますので、もう少し枠を広げて、より実質的な議論ができる体制を是非お願いしたいと思えます。

○**谷次長** ありがとうございます。この点については御自由にいろいろ御意見を頂ければと思えますが、そのほかございますでしょうか。では、お願いいたします。

○**田島座長** こういう法曹の領域拡大というところでの議論をしているのに、弁護士の仕事をどういう具合に広げるかという形での話が多くて、何か弁護士の仕事場を広げるための云々というイメージが非常に強いのだと思えます。私は先ほどからもお話ししているように、我々福祉の世界では、今は医療と同じぐらいに法曹の力が絶対に必要です。何とかしてくださいという悲鳴みたいなところに来ている。しかし、ニーズがこれだけたくさんあるということが案外知られていない。それに対してどう取り組むかが充分議論されていないと思う。中央省庁まで含めてこれは施策として今までどう応えたかという、そういう議論がされていないのではないかと。「じゃあ法曹はもっと手伝ってくださいよ」という声が沸き起こり、すると、当然法曹側もいろんな形で我々福祉のところに関わっていただく。裁判官というのはちょっと難しいと思えますけれど、検察官と弁護士、これはもう絶対に手伝ってもらえないといけないのだと思えます。そういう議論の中で拡大というものを、そういう視点から見ていただければありがたいと思うのです。今裁判官は除きましたけれど、実は裁判所にも凄くお願いしないといけないことがいっぱい出てきています。実は障害を持った高齢者の人たち、これは被害者が増えてきている。そこに対する救済をどうするかというのは、やはり裁判所でもしっかりと考えていただかないといけない。そして当然そこには手厚く、検察も関わっていただかないといけない。それから、当然弁護士は寄り添っていただかないといけない。弁護士にはある面では一番寄り添っていただかなくてはいけないというニーズというのが凄く出てきている。その視点からの領域拡大というものを是非入れていただけないかと強く願っています。だから、このまとめをするときに、その切実な願いの下にこれを始めているということを入れていただきたいのです。私は、これまでこのような観点で一所懸命言ってきたので、だから座長をしろと言われたのだと思っているものです。当然私どもから言わせれば、医療は必要ですという叫びと同じように、法曹の皆さんたちのお力添えが今我々の世界には絶対に必要なんです。特に行政にも必要ですと言っているのは、それは行政も一緒に取

り組んでいただいていますから、我々現場で支えている事業者だけではないのです。要するに行政の人たちも非常に苦しみながら関わっていただいている。是非その視点を、国民の要望に応えるためにはいったいどうしたらいいかというところでまとめていただければと有り難い。

○谷次長 では、お願いします。

○大貫教授 今回の座長のお話には私は大変感銘を受けていて、具体的に法曹の力、弁護士の力が必要だということをどこかで書かれないというのは大賛成で、それは対策の問題ではない。対策の方で論ずると、そこには入りきれないと思っています。この報告書は誰に対するメッセージを発しているかといったら、国民一般であり、行政関係者であると思うのです。先ほど中島官房付から「この会議体では法曹有資格者の必要性はわかっている」と。確かにここではわかっているですよ、必要だということが。でも、一般の市民・国民がわかっているか。あるいは、自治体の首長の方がわかっているかという、僕は必ずしもそうではないと思うので、やはりこの会議体がなぜできたかということ論ずる際、つまりは先ほど申し上げたように、冒頭になぜこんな会議体を始めたのかということが書かれますよね。もし可能であれば、ここに、これは恐らく官庁的な文書としては非常に異例だと思うのですが、例えばこういうことで法曹有資格者は必要だねということを私は書いた方がいいと思います。抽象的に法曹有資格者が必要だねと言ってもなかなか伝わらないので。その意味で私は、田島座長がどこかで必要性について具体的に書いてくれということをおっしゃったわけですけど、それは賛成したいと思っています。

○北川教授 私も三者の御意見に賛成といいますか、そういう考えで、場面が変わっていると思います。私は日弁連のことを言う資格はないのですけれども、従来の公権力の味方かどうかという問題を昨年会長声明で前会長が宣言されているという、立ち位置が変わったということは非常に重要なことではないかと思えます。それで一步踏み出されたと思います。いろんな御見解はあると思うのですけれども、そういう背景の一つあると思います。それはやはり需要に押されてという点もあったと思います。私ども、分権・自立という社会を見ていると、公金債権の回収の問題についても、問題は全部先送りしてしまうという無責任性の一つはあります。それは法的に支えていられないから、無理な状態があるのだというところが、きちっと法の支配が行き渡ればできるだろうという、そういうことです。その先送りが悪いかといえば、制度がそうなっているわけだから、先送りせざるを得ないという要素も一方の見方からすればあると思うのです。したがって、いわゆる中央に全部依存していたところから、推進法以来20年近く経過してきて、もう自立しなければ仕方がないのだというときに、やはり法のバックアップがないと、公務員を助けるという意味と、もう一つは先送りするときに本当に善良な市民が迷惑しているという、市民のためでもあるわけです。公金債権回収は取り立てというイメージが非常に強いのですけれども、その点では確かに税の公平性はいいのですけれども、もう一方で、本当に困られている方ですね。一番の生活困窮者に対して適確な対応がとれていないと思います。したがって、そういった適確な対応をして仕事のマッチングをさせるとか、あるいは社会保障の手当を教えてさしあげるとか、そういう前提条件として法が行き渡った方がいいという、そういう時代の変化の中でどう捉えるかということは、田島座長が先ほど一つの象徴的な佐世保の事件のことをおっしゃったのですが、そういうことだと思います。そこに現れてきているということで、これは公務員を助けると

いう意味も一つはあるのですけれども、それがイコール住民の皆さんの主権を確立することにつながるのだという、そういう状況を、非公開と公開の違いというのは現場を担当していて痛切に感じるわけでございますので、そういうことも踏まえてこのことに取り組んでいただけならいいなど、そんな感じがします。

○谷次長 では、お願いします。

○菊地弁護士 田島座長の冒頭の、何となくこの会は弁護士に仕事を与えるようなイメージで始まったと。正にそうなんです。だから、凄く気になっています。それは法曹養成制度の中から生まれたものですから、生い立ちが不幸といえば不幸という気がします。この間、法曹人口との関係でこの分科会が何かを議論したというイメージはなくて、非常に嬉しい思いです。そういう意味では、今度新体制という形になれば、法曹人口の問題ではなくて、純粹に行政や福祉とが連携をするために検討を行う、そういう組織にできないのかという会にしてもらえればというのが1点です。

それから法的ニーズ、潜在的ニーズはいっぱいあるのだと。日弁連も活発に活動しているからどんどん増えていくぞというバラ色は絶対にあり得ないわけで、法的ニーズというのは潜在的ニーズではなくて、もともとあるわけです。ただそれが弁護士ニーズではなかっただけなのです。そういう意味では先ほど大貫教授からお話が出ましたように、ひまわりあんしん事業というのは典型で、みんなボランティアで、点と点で、また貧困の問題もある人も点で結び付いている。それぞれの弁護士が本当にボランティアで少しずつやってきた。今回この分科会で弁護士会、それから弁護士、それから行政という面との間で何とかできないかということがやっと出てきたわけで、ひまわりあんしん事業とかそういう位置付けで、貧困の問題もそうですし、子どもの問題など、大きな団体としての行政連携という中での取組をイメージしております。そういう意味では、是非、持続可能な、財政的裏付けがないとこれはできないので、先ほど八杖弁護士から苦渋に満ちた今後の契約という説明がありました。今後、他にも事業が始まりますが、期間限定です。お金が切れたら縁の切れ目かという状況が、これは現実に来年の今頃にはボロボロ出てくる可能性があります。そうしたときに、これでいいのだろうか。非常に不安を持っています。そういう意味では、是非そういう体制の中でもそういう議論をしていただければと思っていますし、今回の分科会も、先ほど北川教授がおっしゃった「弁護士はできるのか」というのは、僕は量では決していない、質の面で、今の現有勢力を別に維持しなくても、体制を整えば、若い弁護士も、弁護士になって何年目という弁護士も呼び起こしてできる気がいたします。決して量ではなくて質だというふうに思っていますので、正に精通弁護士、定義は大変でしょうけれども、そういうイメージでありますので、何かこの分科会が法曹人口の拡大路線を後押ししているようなイメージではない取りまとめをお願いしたいと思っております。

○泉市長 菊地弁護士のお話を受けてであります。取りまとめにあたって社会的ニーズを個々の分野ごとに整理していただきたい。つまり、自治体とか福祉とかという大きな括りでの例示になってはいますが、そうではなくて、具体的には、例えばいじめの対策のためには学校現場に弁護士がもっと関わる必要があるとか、児童虐待防止法を実効あらしめるためには、児童相談所にもっと弁護士が関わるべきと、個々に見えてきた部分があると思います。この間、いろいろな取組の御紹介も頂いておりますので、もう少し社会的ニーズを分野ごとに本来あるべき姿という形での取りまとめをお願いしたい。その際、コストの問題とか人材教育

の問題は無関係ではありませんが、先に理想像を描いた上で、課題はどうするかという立て方の整理をお願いしたい。例えば医者について、小児科医がいない、産婦人科医がいないとなれば、税金をもってしても位置付けようとするわけです。なぜかと言うとやはり小児科医や産婦人科医がいないと困るからです。同じように本当に市民は困っているわけですから、市民ニーズを分野ごとに細分化して、それぞれの分野ごとに法曹有資格者が必要なのだという整理を是非お願いしたいと思っております。

○谷次長 では、お願いします。

○中島官房付 取りまとめの形については、また今後御相談させていただきたいと思っておりますけれども、全体的なイメージとしまして、まずはこの有識者懇談会と分科会の立て付けとして、分科会で活動領域拡大のための試行を行って、それを有識者懇談会で検討するという形になっておりますので、それを考えますと、取りまとめの内容も、ユーザーに対する「べき」論というよりも、これまでこの1年半で行ってきた結果の検証と今後の展望が中心になるのではないかと思っております。ユーザー側に対する働きかけというのは、これまでの試行の中でも行っている部分ではありますので、そちらの一部として書いていくことになると思っておりますが、いずれにしても、また今後御相談させていただければと考えております。

○泉市長 言い方を変えますと、既にこの分野においてニーズの把握という形で整理されていきますから、ニーズの「ある」「なし」論ではなくて、現にニーズがあるのだという整理をしていただけたらということです。

○谷次長 いろいろ貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。ニーズがあるのだと、ニーズが出发点なのだというのは、これはどこかで取組についての評価を考える上でも、今後の展望を考える上でも重要かと思っておりますので、そこは是非何らかの形で盛り込んでいただいてというふうには思っております。

それでは時間もまいりました。まだまだいろいろ御意見はあるだろうとは思いますが、本日の分科会はこれで終わらせていただきたいと思います。

今後につきまして、各施策につきましては、今後も実現に向けて作業を進めてまいるのは当然でございますが、それから論点の取りまとめにつきましても、本日の意見交換を踏まえまして進めてまいりたいというふうに思います。次回には本日御議論いただいたことを踏まえました論点整理案を更に改訂しまして、これについて、次回は更に議論を深めていただきたいというふうに進めていきたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

では、本日の議事は全て終了ということになりましたので、第6回の分科会を終了させていただきます。第7回の分科会の開催日時でございますけれども、既にお伝えしておりますとおり、来年1月26日月曜日の午後1時から午後3時までを予定しておりますので、是非とも御出席を頂ければと思います。それでは本日はどうもありがとうございました。次回以降もよろしく願いいたします。

—了—